

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第77号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>（保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>国保担当課長専決事項</p> <p>（1）<u>乳幼児</u>、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>事務</th><th>条項</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">保健所長</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務</td><td>第27条第1項</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]			49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第27条第1項	[略]		[略]			[略]				<p>（保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>国保担当課長専決事項</p> <p>（1）<u>子ども</u>、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>事務</th><th>条項</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">保健所長</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務</td><td>第27条第1項（第29条第2項において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]			49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第27条第1項（第29条第2項において準用する場合を含む。）	[略]		[略]			[略]			
区分	事務	条項	内容																																				
保健所長	[略]																																						
	49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第27条第1項	[略]																																				
	[略]																																						
[略]																																							
区分	事務	条項	内容																																				
保健所長	[略]																																						
	49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第27条第1項（第29条第2項において準用する場合を含む。）	[略]																																				
	[略]																																						
[略]																																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																							

附 則

この規則は、平成27年 8月 1日から施行する。